

福岡県国際交流センター留学生奨学金交付要綱

(目 的)

第 1 条 福岡県国際交流センター留学生奨学金（以下「センター奨学金」という。）は、福岡県への留学を促進し、地域との交流や福岡県とのネットワークづくりに貢献する意欲のある優秀な留学生に対し、公益財団法人福岡県国際交流センター（以下「センター」という。）が、センター奨学金の交付を行うための交付事務手続きを定めるものである。

(交付対象者)

第 2 条 福岡県内の大学、短期大学及び高等専門学校（以下「大学等」という。）に在籍する者で次の各号をすべて満たす者を交付の対象とする。

- (1) 福岡市を除く大学等に在籍する者。
- (2) 出入国管理及び難民認定法別表第 1 に定める「留学」の在留資格を有する者。
- (3) 他の奨学金を受けていない者。ただし、困窮の程度が著しい者にあつては、他の奨学金の額が、単身者については月額 20,000 円以下、家族同伴者については月額 40,000 円以下となる場合は、この限りでない。
- (4) 学業、人物共に優秀であり、地域との交流活動に積極的に参加する意欲のある者。
- (5) 福岡県とのネットワークづくりに貢献する意欲がある者。
- (6) 過去にセンター奨学金を受給したことがない者。
- (7) 学費の捻出が困難な者。
- (8) センター奨学金の趣旨について理解している者。

(交付人数)

第 3 条 交付人数は、予算の範囲内としセンター理事長（以下「理事長」という。）が定めるものとする。

(交付金額)

第 4 条 交付金額は、一人当たり月額 20,000 円とする。

(交付期間)

第 5 条 交付期間は、4 月から翌年 3 月までの 1 年間とし、更新はしない。

(募集方法)

第 6 条 募集にあたっては、大学等に推薦を依頼する。

2 募集は原則として年 1 回とする。

3 大学等の推薦を受けた者は、次の書類を理事長に提出しなければならない。

- (1) 福岡県国際交流センター留学生奨学金交付申請書（様式第 1 号）
- (2) 福岡県国際交流センター留学生奨学金奨学生推薦書（様式第 2 号）

(3) 指導教官の推薦書

(4) 最新の成績証明書

(交付の決定)

第 7 条 理事長がセンター奨学金の交付の決定を行うときは、「留学生奨学金選考委員会（以下「選考委員会」という。）」の審査を経なければならない。ただし、急を要すると認める場合はこの限りでない。

2 理事長はセンター奨学金の交付決定について、奨学金を交付されることになった者（以下「奨学生」という。）及び大学等の長に対し書面をもって通知する。

(選考委員会)

第 8 条 選考委員会は次の委員 5 名をもって構成する。

(1) センター専務理事

(2) センター事務局長

(3) センター外有識者のうちから理事長が指名する者 3 名

2 選考委員会の委員長は、センター専務理事がこれに当たる。なお、センター専務理事が選考委員会を欠席した場合は出席者の互選により委員長を選任する。

3 選考委員会の委員長は、やむを得ない理由により選考委員会を開催できないと認めるときは、書面、電磁的方法又はインターネット等を通じた方法等により、審査を行うものとする。

(奨学金の支払)

第 9 条 理事長は、奨学生に対し次表のとおり奨学金を交付する。

| 回数 | 交付奨学金 | 交付時期 |
|-------|-------------|------|
| 第 1 回 | 4 月分～9 月分 | 7 月 |
| 第 2 回 | 10 月分～12 月分 | 10 月 |
| 第 3 回 | 1 月分～3 月分 | 1 月 |

(交付の取消)

第 10 条 大学等は、奨学生が次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに理事長に福岡県国際交流センター留学生奨学金受給者に係る異動届（様式第 3 号）を提出しなければならない。

(1) 交付対象の資格を失ったとき

(2) 提出書類に偽りがあったとき

2 理事長は、奨学生が前項の各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部または一部を取消し、既に交付した奨学金の全部または一部を返還させることができる。

(補 則)

第 11 条 この要綱の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。